受付
’R08.11.04
沖縄県医師会

2

日医発第1526号（地域・情シ）

令和８年１１月２日

都道府県医師会長　殿

日本医師会会長
松　本　吉　郎
（公印省略）

重　要

令和８年の医師の届出について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会宛に、令和８年の医師の届出に関する周知方依頼がありました。

１．医師届出票の提出について

医師法により、医師は２年に一度、厚生労働大臣への「医師届出票」の提出が義務付けられており、令和８年は届出年に当たります。日本国内に居住する全ての医師が対象であり、現在医療等に従事していない場合も届出が必要です。これからの日本の医療を考えるにあたり、大切な統計資料となりますので、**令和９年１月１５日（金）までに、**必ず届出を行うようお願いいたします。

届出を行わない場合、５０万円以下の罰金とされており、厚生労働省の「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）**にも氏名等が掲載されませんので、十分ご注意ください**。

２．届出方法

（１）オンライン（医療従事者届出システム）による届出

医療機関等に従事する医師は、オンライン（医療従事者届出システム）での届出が可能です。

オンラインによる届出方法の詳細は、システム内に掲載のマニュアル等をご参照ください。また、問い合わせ先（フォーム・コールセンター等）につきましても、システム内の案内をご確認ください。期限間際は問い合わせが集中することが予想されるため、早めの対応をお願いいたします。

（２）紙媒体による届出

オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に従事していない場合は、**従前どおり紙媒体での届出をお願いいたします**（住所地あるいは主たる従事先の管轄保健所に提出）。届出票は、保健所または厚生労働省ホームページより入手可能です（オンライン用と紙媒体ではExcelファイルが異なりますのでご

注意ください)。

◆厚生労働省ホームページ（医療従事者届出システムのリンクも掲載） ※随時更新
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

※令和８年１２月３１日現在の事項を届け出るものですが、当該日より前に、当該日の状態を想定して提出することも可能です。届出システムは１１月２日から運用を開始しています。

３．歯科医師及び薬剤師の届出、看護職員の業務従事者届について

歯科医師及び薬剤師の届出、看護職員の業務従事者届についても、オンラインでの届出は医療機関等を通じた対応となります。

各医療機関等におかれましては、医師と併せて、届出の周知及びご対応をよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、日本医師会のホームページ（トップにバナーを掲載）及び日医ニュース１２月５日号でもご案内予定であることを申し添えます。

＜送付資料＞

- 令和８年の医師の届出について(依頼)（令和８年１０月２９日厚生労働省医政局長）
- 医師届出票、記入要領、記入例（厚生労働省ホームページ掲載）
- リーフレット（厚生労働省ホームページ掲載）
- 医療従事者届出システム簡易版マニュアル【医療従事者向け】（届出システム内掲載）
 医療従事者届出システム簡易版マニュアル【施設担当者・部門担当者向け】

医政発 1029 第２号
令和８年 10 月 29 日

公益社団法人　日本医師会会長　殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

令和８年の医師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第６条第３項の規定により義務づけられた医師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する医師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕　※令和８年 10 月 29 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する医師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記

1	届出義務のある者	日本国の医籍に登録されている医師（休業中を含む）
2	届出事項	令和８年 12 月 31 日現在の別紙届出票に係る事項 ※　令和８年 12 月 31 日より前に当該日の状態を想定して提出することも可能であること。
3	届出方法・届出先	次のいずれかによる方法 ① オンラインによる届出 ⅰ）医療機関等に勤務する医師のみが選択可能 ⅱ）医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。 ② 紙媒体による届出 ⅰ）オンラインによる届出が困難な医師や、医療機関等に勤務していない医師が選択する方法 ⅱ）保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。
4	届出の期限	令和９年１月 15 日
5	留意事項	届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなること。